

令和2年 第4回 安中市農業委員会会議録

- 1 開催日時 令和2年4月27日(月) 午後1時30分～午後2時39分
- 2 開催場所 安中市役所第201会議室
- 3 出席委員 (16人)
出席者 1番 上原 正孝 2番 丸山 征二 3番 山田 茂
 4番 宮口 太郎 5番 森泉壽義雄 6番 白石 隆
 7番 内田 忠雄 8番 磯貝 俊夫 9番 大沢 秀夫
 10番 上原恵美子 12番 武井 洋一 13番 佐藤 恒雄
 14番 飯野 優 15番 宇佐美幸雄 16番 上原 見徳
 17番 竹内 佳重
- 4 欠席委員 (1人)
 11番 橋本 一男
- 5 議事日程
 日程第 1 議事録署名人の指名について
 日程第 2 会務の報告について
 日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- 6 農業委員会事務局職員
 事務局長 上原 充 庶務兼農業振興係長 山田 幸則
 農地係長 茂木 浩之 農地係 真下 貴光
 農業振興係 五十貝 遼

会議の概要

- 議 長 ただいまから令和2年第4回農業委員会総会を開会いたします。
- 出席委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。
- 11番、橋本委員から欠席の届けがおりますので、報告いたします。
- 日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 それでは、6番、白石隆委員・10番、上原恵美子委員、両氏を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。8ページを御覧ください。

令和2年3月25日開催の第3回総会で許可相当の議決案件、農地法第3条関係1件、4条関係2件、5条関係37件につきましては、令和2年4月16日付で許可書を交付いたしました。

9ページを御覧ください。現況証明の3月分の取扱いについてですが、1件、1筆の申請があり、転用許可の目的どおり使用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。

続きまして、別紙でお配りしたA4、1枚紙の令和2年度第4回総会報告案件一覧を御覧ください。群馬県農業会議の第1回常設審議委員会が4月16日に前橋市の農協ビルで開催され、竹内会長が出席しました。常設審議委員会が終了後、第1回役員候補打合せ会が開催され、同じく竹内会長が出席しました。報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議について議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年4月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は議案書1ページ記載の5件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

1番。

1 番委員 1 番です。第 3 条の 1 番ですけれども、これは〇〇の〇〇から北に信号があるのですけれども、それを左へ入った間もなくのところなのですけれども、これは 1 人でやっているのですけれども、農機具等も作業するには揃っておりまして、この受けたときはウドを作るということで計画を今して、行って見ましたら準備していましたが、そんなことで真面目にやっていますので、田んぼ、それから野菜、蔬菜、真面目に作って、出荷等も一生懸命やっています。特に問題はないと思いますので、ご審議の参考をお願いしたいと思います。

議 長 ほかにありますか。

5 番。

5 番委員 5 番です。3 条の 4 番なのですが、この土地は、周辺は大体〇〇の中心地ぐらいで、住宅が多いところ。北側、西側に今細い道路があるのですが、東側、南側が受け人の土地です。だから受け人の土地の一画に、この人の土地があるわけなのですが、現状は耕作がされておられません。受けるほうはでかい農家なのですが、そういうことから特に問題の生じるようなことはないと思います。以上です。

議 長 4 番。

4 番委員 4 番です。農地法第 3 条関係の 5 番でございます。この場所は〇〇の〇〇の大きな太陽光があるすぐ隣で、そこでいろんな店をやっている受け人でございます。農業も一生懸命やっておりますので問題ないと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

1 7 番委員 なければ、1 7 番から。2 番の案件ですが、この案件については信越線と〇〇の間です。そこに北南の道があると思うのですが、そのちょうど東側にある田んぼでございます。この受け人については、〇〇、法人でありますので問題ないと思いますが、この貸出人については、前やっていた人が返されたものですから、こういう形としてやっていただければありがたいということで受けるようになりましたので、よろしくお願いたします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 なければ、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。
それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したい
と思います。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた
場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から3番の3件、2班に4番から5番の2件、以
上5件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議につい
て議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したか
ら審議のうえ議決願いたい。

令和2年4月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第2号、農地法第4条の申請は議案書2ページ記載の1件です。受理した
申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たす
と考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

2番。

2番委員 2番です。農地法第4条の1番の案件ですが、こちらは〇〇の南側で、〇〇の
〇〇の駐車場に面した場所になります。自宅との地続きでもあり、周辺農地へ
の影響はないと考えますので、ご審議の参考にしてください。お願いいたしま
す。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 なければ、ただいま委員の意見がありましたので、お含みおきください。
それでは、お諮りします。議案第2号について、審査班に審査を付託したいと
思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、3班に1番の1件、以上合計1件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。令和2年4月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第3号、農地法第5条の申請は議案書3ページから5ページ記載の26件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひいたします。ないですか。

2番。

2番委員 2番です。農地法第5条のまず9番ですが、こちらは周辺は宅地化が進んでおりまして、周辺農地への影響はないと考えられます。

続きまして、21番ですが、こちらの案件は周辺は全て宅地となっており、ここだけが農地として残っておりますので、周辺に農地は存在しませんので、問題ないと考えます。

同じく23番ですが、こちらも宅地化がかなり進んでおる地域でありまして、周辺に農地がほとんど存在しませんので、周辺農地に影響はないと考えます。よろしくご審議お願ひします。

議長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の4番です。この土地は、施設の宅地の隣に位置しているところで、宅地と一緒に売るということで、これも農地問題ないと思います。

10番です。これ去年、2度ほど皆さんと一緒に見たところのそばです。墓地

があり、ちょっとした神社があり、その西に2軒住宅があつて、その隣で、みんな周りがそれこそ太陽光で、全部です。その残された1か所の太陽光なので、これも問題ないと思います。

12番です。北側の道を隔てて宅地、これもともと宅地の場所でありまして、それで畑にして、北側に道があつて、その道を隔てて宅地なのですけれども、これも問題ないと思います。

13番です。この場所は、入るところはちょっと分かりづらい場所でありまして、東傾斜で入り口のところに太陽光があり、その奥にも東傾斜のところの一番下に太陽光がまたあるのですけれども、かなり傾斜のきつい場所でありまして、耕作するのにちょっと不向きな土地でありまして、これも問題ないと思います。

16番です。これは太陽光ということで、西と北に市道が回つていまして、これも問題ないと思います。あと17番、これはもう書いてあるとおり、しばらく前、61年には許可申請が出て、許可されているものでありまして、これ現在、ほとんど許可は問題ないと思います、許可出されている分ですから。

以上なのですけれども、よろしく申し上げます。

議長 ほかにございますか。

4番。

4番委員 4番です。農地法第5条関係の6番でございます。現地を確認したところ、安中市の広域幹線道路の関係上、受け人が資材置場にしたいということでございますので、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

それと、22番でございます。この案件はコンニャク農家でございます、有限会社になっておる会社でございます。自分の家の前に倉庫を造りたいということで、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第3号、農地法5条関係の1番と2番でございます。1番と2番が隣接しているところなのですけれども、1番のほうにつきましては西側が道路、それから東と北が山林になります。南側には、もう既に太陽光のものができておるということで、周りに与える影響はほとんどないと思われまして。それから、2番でございますが、これも道を挟んだ反対側なのですけれども、

西側は山林だとか無番地みたいところで、竹林みたいになっております。南側は太陽光ができております。ということで、これにつきましても周りに与える影響はないと思われまますので、審議の参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにございますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。5 条、26 案件が出ていますのですけれども、その半数の13 件は太陽光ということなのですけれども、あと〇〇地区で、その中から3 件が太陽光で出ております。番号的には7 番、8 番、18 番になります。7 番につきましては、場所的には、これ目標物がなくて分かりにくいと思うのですけれども、〇〇橋というのがあるのですけれども、そのずっと北側のほうの山際にちょっと段差がありまして、そこは結構草を刈ったり管理はしているのですけれども、高齢となりまして耕作ができなくなったということで、太陽光の話があったということで、売買で太陽光を造らせていただきますということなのです。それから、8 番につきましては、先日、これが事前調査に行ったところなのですけれども、このところは段差がありまして、東側に家うちがありまして、ちょっと日陰になる関係になると思うのですけれども、そのすぐ左のほうには太陽光も既にできています。道路を挟んで北側にも最近、太陽光のパネルが張り巡らされております。2 種農地でもありますので、特に問題はないと思えます。

それから、18 番ですけれども、18 番も先日、事務局、会長さん、それと班長さん、私とで事前調査に行ったのですけれども、これは〇〇の公民館から300 メートルぐらい〇〇の〇〇方面に向かった〇〇に三差路があるのですけれども、その手前、右側なのですけれども、ここが二、三年前までは草を刈ったり管理をしていたのですけれども、最近ちょっと荒れてきたなどは見ていたのです。やっぱり高齢で耕作ができなくなったということで、太陽光ということなのですけれども、この案件のすぐ北側、〇〇川と挟んで土手の下に、土手みたいな耕作地なのですけれども、今、細長いのですけれども、川に沿った土手があるのですけれども、今は竹藪になってしまって、それはまだ売買できなかったということで、その上のいいところだけは買ってもらったということで、これも2 種農地ですので、特に問題はないと思えますので、ご審議の参考にお

願いをしたいと思います。

議 長 ほかにございますか。

6 番。

6 番委員 農地法第 5 条関係の 1 1 番でございますが、これは市道に面して自宅がありまして、自宅の裏の隣接した土地でございます。西側は畑が 1 枚あって、道路、市道があって、北西側に住宅が何軒があるのですけれども、それとその土地の隣接で 1 軒、北西側に住宅がありますが、特に問題はないと考えます。

それから、1 5 番でございますが、これは市道に囲まれたちょっと三角形のような土地の一角でありまして、南斜面の北側から入るのですけれども、そこに住宅が 2 軒ほど建っております。それで東側には 1 枚畑を置いて住宅がございます。農地に与える影響はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。5 条関係の 1 4 番、この土地につきましては住宅用地と、あとは直売所の関係ということで、南側は県道、西側、東側につきましては渡し人の農地となっております。また、北側につきましては公道が入っておりますので、周辺農地には影響を与えるとは思われまませんので、ご審議の参考にしてもらい、よろしく願いいたします。

それと、2 5 番です。2 5 番の土地につきましては、昨年、農振除外をいたしまして、工場に隣接する西側の田んぼ、地目が田んぼだったのですけれども、改良の最後の農転の申請ということで、これにつきましても特に問題はなかろうかと思わますので、審議の参考によろしく願いいたします。

以上です。

議 長 1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。第 3 号の農地法第 5 条関係の申請であります。番号が 1 9 番と 2 0 番、両方とも先日、現地調査していただいた場所になります。1 9 番は周りが宅地に囲まれております。2 0 番のほうは、東側、南側が道路に面しております。周辺の耕作には影響は少ないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

16番。

16番委員 16番です。議案第3号の農地法第5条、26番になります。一番最後なのですけれども、ここの場所は宅地の北側とあるのですけれども、宅地ももう壊してしまって更地になっていました。その北側で、周りは畑も一切なく、周りに与える影響はないと考えます。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

17番委員 なければ、17番から申し上げます。まず、3番の案件なのですが、これについては渡し人の〇〇が、そこへ住宅を造りたいと言っている場所なのですけれども、この場所については自分の自宅の前、角地になります。そのところで、ほかの農地には問題ないと思われま

す。それから、24番については、この場所については先日、現地調査をしていた場所でございます。これについては南側がちょっと宅地になっておりまして、それから北側については県道が通っています。西側については市道があります。周りはちょっと宅地と道路に囲まれた地域でござい

ますので、ほかの農地には問題ないと思われま

すので、ご審議のほどよろしくお願

いします。7番委員 7番です。5条の5番についてですが、この土地は水路と道路に挟まれた土地であり、使用目的は〇〇区の〇〇の露天駐車場に使用するという

ことであり、問題はないと思

いますので、よろしくお願

いします。議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。議 長 なければ、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思

います。なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合には連合審査にしたいと思

いますが、これにご異議ありませんか。委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から8番の8件、2班に9番から15番の7件、3番に16番から26番の11件、以上26件を付託します。

ここで書類審査のため、暫時休憩とします。

再開は2時半です。

(休憩午後 2 : 15)

(書類審査)

(再開午後 2 : 30)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託されました議案第1号、農地法第3条関係は、1番から3番までの3件でございます。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 2班。

2班班長 8番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、4番から5番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告は終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班

の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。
3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。質疑ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査の結果について各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託された議案第3号の農地法第5条関係は1番から8番までの8件でございます。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであります。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 8番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は9番から15番の7件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3 班。

3 班班長 1 4 番です。3 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、1 6 番から 2 6 番の 1 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 3 号に対する質疑を行います。何かございますか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 3 号に対する採決を行います。本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第 5、議案第 4 号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書 6 ページから 7 ページ記載の 2 0 件です。

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどをよろしく願います。

議 長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもって令和2年第4回安中市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

時に午後 2時39分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和2年4月27日

安中市農業委員会会長

6番委員

10番委員